

1 2 7 . 0 3

電子情報処理組織による手続等の却下の
取扱い

電子情報処理組織を使用して行われた手続が、次に掲げる事項に該当する場合には却下するものとする（[特例法41条2項](#)において準用する[特18条の2第1項](#)）。

- (1) [特例法施行規則第10条](#)の特定手続以外の手続をしたとき。
- (2) 電子情報処理組織を使用して特定手続を実行した者（代理人を含む。）の識別番号と手続に係る書類に表示された手続をした者又はその代理人の識別番号が一致しないとき（手続をした者又はその代理人が複数あるときは、そのうちのいずれとも識別番号が一致しないとき。）。

（改訂平成23・10）